

令和5年第1回（4月）大磯町議会臨時会

議案第24号説明資料

令和5年4月18日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～4

税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和5年度税制改正において、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）に係る規定の見直しが行われ、令和5年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）に関する規定の改正

【施行日：令和5年4月1日】

ア 概要

一定の燃費基準を達成している軽自動車の普及促進を図る観点から、新規取得した翌年度の税率が軽減される「グリーン化特例」の措置が講じられています。

今回の法改正で、令和5年3月31日までの特例期限が2年又は3年延長されることから、関連する条例規定について、法改正に合わせた改正を行うものです。

なお、地方税法の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日に施行します。

イ グリーン化特例（軽課）の内容

対象車両	軽減率	延長する期限
電気自動車等	75%	3年延長 (令和7年度末取得まで)
令和12年度燃費基準90%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 (営業用乗用車に限る。)	50%	3年延長 (令和7年度末取得まで)
令和12年度燃費基準70%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 (営業用乗用車に限る。)	25%	2年延長 (令和6年度末取得まで)

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行													
<p>目次 省略 第1章～第5章 省略</p>	<p>目次 省略 第1章～第5章 省略</p>													
<p>附 則 第1条～第15条 省略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>附 則 第1条～第15条 省略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>													
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
<p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">省略</p>													
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
<p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">省略</p>													
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">3,900円</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 2px;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">第2号ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,900円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">10,800円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">第2号ア(ウ) b</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3,800円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5,000円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のう</p>													

ち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「2千円」と、同号ア(ウ) a 中「6千9百円」とあるのは「3千5百円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）

に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「3千円」と、同号ア(ウ) a 中「6千9百円」とあるのは「5千2百円」とする。

に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条 省略

第17条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。